

業務指示書

チリ国災害リスク削減のためのONEMI組織強化プロジェクト

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等(以下「コンサルタント」という。)に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2018年8月15日 12時 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 吉田 清志 Yoshida.Kiyoshi@jica.go.jp

質問に対する回答：2018年8月20日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則(平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人(補強を含む。)となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求めらるるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」(平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」(平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)の翌日以降から、契約相手確定日(契約交渉順位決定日)までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日(契約交渉順位決定日)の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日(プロポーザル等の提出締切日)以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります。)

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以上の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 一人までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。

(業務主任者(総括)については補強を認めません。)

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。

注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。

注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。

評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。

注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。

注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 外国籍人材の活用を認めます。

() 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。

(○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。

・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの

・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

(1) 類似業務の経験

(2) 業務実施上のバックアップ体制等

(3) その他参考となる情報

注) 類似業務：災害リスク削減又は防災計画に関する各種業務

2 業務の実施方針等

(1) 業務実施の基本方針等

(2) 業務実施の方法

(3) 作業計画

(4) 要員計画

(5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は1名を上限とする。

業務管理グループを認める案件については、業務主任者の格付が1号の案件を除いては、若手加点の対象となります。具体的には、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、2点を加点します。（「第9 プロポーザルの評価」参照） 本案件の取扱いについては、以下のとおり。

(○) 若手加点の対象とする。

() 若手加点の対象としない。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／防災組織強化）】

- 1) 類似業務の経験：防災機関の能力強化に関する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：チリ及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

- 5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

- 6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 防災計画】

- 1) 類似業務の経験：防災計画に関する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：チリ及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 防災ナレッジマネジメント（コンセプトデザイン）】

- 1) 類似業務の経験：防災分野のナレッジマネジメントに関する業務
- 2) 対象国又は同類似地域：チリ 及び全世界での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」（<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>）に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2018年8月24日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写5部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。

() 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃(エコノミークラス)又は正規割引運賃(ビジネスクラス)ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費(航空賃)
- (2) 旅費(その他:戦争特約保険料)
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- (5) その他(以下に記載の経費)

・業務指示書第2 5実施方針及び留意事項の(5)におけるパイロット市での活動に要する費用(配布資料①詳細計画策定結果参照)

・業務指示書第2 5実施方針及び留意事項の(10)における広報活動に要する費用

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。

(CLP1 = 0.171240 円, US\$1 = 110.0990 円, EUR1 = 127.8560 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() プレゼンテーションは実施しません。

(○) プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(○) 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。

なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期: 8月30日(木) 10:30 ~ 12:30
(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所: JICA本部(麹町)本部 208会議室

(3) 実施方法:

- 1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。
- 2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。
(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

(○) 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。
実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (<http://jica.webex.com/>)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括/防災組織強化
防災計画
防災ナレッジマネジメント（コンセプトデザイン）

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

17.81 M/M

技術評価の点が60点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2018年9月10日(月)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成にあたっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」>>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」>「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」
(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」
(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」
(URL：http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くこととなります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

（以下、各項目の（ ）に○を付したものが、指示内容です。）

（ ）本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」に示されている様式5（日本法人確認調査）をプロポーザルに添付して提出してください。

ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。

（ ）本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

チリ国災害リスク削減のためのONEMI組織強化プロジェクト

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	12.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	6.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力/ 業務管理グループの評価	(30.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括/防災組織強化	(24.00)	(9.00)
ア) 類似業務の経験	9.00	4.00
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3.00	1.00
ウ) 語学力	5.00	1.00
エ) 業務主任者等としての経験	5.00	2.00
オ) その他学位、資格等	2.00	1.00
②副業務主任者	(-)	(9.00)
カ) 類似業務の経験	-	4.00
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1.00
ク) 語学力	-	1.00
ケ) 業務主任者等としての経験	-	2.00
コ) その他学位、資格等	-	1.00
③体制、プレゼンテーション	(6.00)	(12.00)
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション	6.00	6.00
シ) 業務管理体制	-	6.00
(2) 業務従事者の経験・能力： 防災計画	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(3) 業務従事者の経験・能力： 防災ナレッジマネジメント（コンセプトデザイン）	(15.00)	
ア) 類似業務の経験	8.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	3.00	
エ) その他学位、資格等	2.00	
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	



第2 業務の目的・内容に関する事項

1 プロジェクトの背景

チリは、経済発展を遂げ、2010年にOECDに加盟を果たし、2018年1月にDACリストから外れたが、日本と同様、地震、津波、火山噴火、洪水、森林火災等、自然災害多発国であり、災害が持続可能な開発の阻害要因となっている。1960年に発生した観測史上最大の地震では、約6,000人が亡くなり、その後に発生した津波はチリだけでなく日本にも大きな被害をもたらした。近年では、2010年2月27日に発生した地震及び津波により死者562人、被災者約270万人、経済被害約300億米ドルの甚大な被害を受けた。

内務公共安全省 国家緊急対策室（Oficina Nacional de Emergencia del Ministerio del Interior：以下「ONEMI」）は、1974年の設置以降、チリ政府の防災機関として、2002年に国家市民保護計画を策定し、2009年にはONEMI内に市民保護アカデミーを設置して防災関係者の能力を向上する等を行ってきた。しかしながら上記2010年の地震及び津波の際には、災害対応関係機関間での情報伝達が適切に行われず、意思決定の不明確さもあって津波の早期警報が機能せず、さらにその後になされた津波警報も解除が早すぎたため、近年の自然災害としては多くの人命が失われる結果となった。

チリ政府は、2010年の地震後に国連関係機関がとりまとめた提言に基づいて、従来の防災行政に欠けていた法的根拠を保証するための防災の基本法（以下「新防災法」）案を取りまとめ、国会にて審議中である。また2012年には国内の様々な防災関係機関との協働を目指して、国家防災プラットフォーム（Plataforma Nacional para la Reducción de Riesgo de Desastres。以下「PNRRD」）を組織した。

また、チリ政府は、2015年第三回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組2015-2030（以下「仙台防災枠組」）」に基づいて、防災を推進している。しかしながら、地方において災害発生前のリスク削減を含む防災計画が策定されていない、各地で蓄積された防災に係るナレッジの共有・活用が十分になされていない、中央・地方において防災人材の不足、人材育成制度が十分に整備されていない等の問題があり、これらへの早急な対策が求められている。

このような状況の中、2016年8月にチリ政府は日本政府に対して、これら課題を解決するための技術協力を要請し、日本政府は翌年同要請を採択した。

JICAは、2017年8月から9月にかけて詳細計画策定調査を実施し、その結果をもとに同年11月6日にONEMIとの間でプロジェクトの詳細を記載した基

本合意文書（Record of Discussions。以下「R/D」）を締結した。

2 プロジェクトの概要

(1) プロジェクト名

災害リスク削減のための ONEMI 組織強化プロジェクト

(2) 上位目標

ONEMI の仙台防災枠組の実施推進能力が強化される。

(3) プロジェクト目標

ONEMI の防災を推進する機能が強化される。

(4) 期待される成果

成果 1 : 国の防災機関として行うべき ONEMI の業務が優先付けされる。

成果 2 : ONEMI のナレッジマネジメントセンターのコンセプトと戦略が策定される。

成果 3 : ONEMI の市民保護アカデミー及びプログラム部において、防災人材育成及び能力開発の仕組みが構築される。

(5) 活動の概要

1-1 ONEMI の役割と関連する機関から情報を収集し、かつ ONEMI の役割及び責任に係る組織体制と機能を分析する。

1-2 ONEMI が国の防災機関として実施すべき業務を特定する。

1-3 活動 1-1 及び 1-2 の結果に基づき、プロジェクトで実施する ONEMI 業務を定義する。

1-4 チリにおける防災計画の達成状況を分析・評価し、実施の促進・阻害要因及び改善策を特定する。

1-5 市長及び市の行政官が、市議会、他財源組織及び地域コミュニティから各市の特性に応じた防災計画の実施について理解を得るためのツールを開発する。

1-6 パイロット市（2～3市）を選定し、活動 1-5 で開発したツール利用活動を推進する。

2-1 ナレッジマネジメントセンターのコンセプトと実施概要を決定し、人材育成、史実の記憶、教訓、分析・調査レポート等、調査すべき項目のコンセプトデザインを準備する。また、同センターの開設に向けたロードマップを策定する。

- 2-2 ONEMIによるハザード、災害、リスク削減に係る情報・知識・経験の収集、蓄積、整理、活用に係る現状を把握し、ONEMIが扱うべき情報・知識・経験を特定する。
- 2-3 活動 2-2 の結果に基づき、情報の収集と活用方法を協議する。（例：コミュニティにおける住民啓発、仙台防災枠組の指標、防災白書、市民保護アカデミーの研修プログラム等）
- 3-1 市民保護アカデミーとプログラム部が現在提供している人材育成研修プログラムをレビューする。
- 3-2 ONEMI の組織規定に従って、能力開発の対象者、ニーズ、作業を特定する。
- 3-3 活動 3-2 の結果に従って、市民保護アカデミーとプログラム部の研修プログラム／カリキュラムの一部を改定する（活動 1-5 で開発するツール活用のための研修を含む）。
- 3-4 能力開発コースの実施と効果のモニタリング・評価方法を検討し、その結果をマニュアルに取りまとめる。

（6） 業務対象地域

チリ全土。なお、プロジェクト期間中に成果 1 においてパイロット市を 2～3 市設定予定。

（7） 実施体制

プロジェクト・ダイレクター：ONEMI 長官

プロジェクトマネージャー：ONEMI 副長官

テクニカル・コーディネーター：ONEMI 災害管理局長

この他上記（4）の期待される成果ごとにワーキング・グループが設置される予定。

（8） プロジェクト期間

2 年 6 か月（2018 年 10 月中旬開始予定。なお、プロジェクトの開始日は、R/D に基づき、最初の専門家がチリに到着した日と定義する。）

（9） 関係官庁・機関

直接のカウンターパート（以下「C/P」）は、ONEMI 本部の災害管理局及び州レベルに設置されている事務所の職員。

3 業務の目的

「災害リスク削減のための ONEMI 組織強化プロジェクト」に関し、当該プロジェクトに係る R/D に基づき業務（活動）を実施することにより、期待される成果を発現し、プロジェクト目標を達成する。

4 業務の範囲

- (1) 本業務は、2017年11月6日に署名された R/D に基づき実施される「災害リスク削減のための ONEMI 組織強化プロジェクト」において、「3 業務の目的」を達成するため、「6 業務の内容」に示す事項を実施することである。併せてコンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現を把握し、必要に応じプロジェクトの方向性について、JICA に提言を行うことが求められる。
- (2) また、コンサルタントは本業務実施に当たり、プロジェクトの目的がチリ国側関係者の能力向上であることに留意し、「5 実施方針及び留意事項」に十分配慮して業務を実施することが求められる。
- (3) コンサルタントは本業務の進捗に応じて「7 報告書等」に示す報告書等を作成し、チリ国側関係者に説明・協議の上、提出する。

5 実施方針及び留意事項

(1) チリ国の防災機関としての役割

本業務の対象となる技術協力プロジェクトはチリの中央政府で防災を所掌する ONEMI の組織強化を目的とするものである。

上記「2 プロジェクト概要」の「(4) 期待される成果」のうち、成果 1 の活動状況を前提として、成果 2 及び成果 3 それぞれに係る活動が実施されるという系統性に留意する。特に、詳細計画策定調査において、ナレッジマネジメントセンターの設置自体を目的と考えている ONEMI 職員もいたことから、ナレッジマネジメントセンターのコンセプト等は、中央政府の防災機関として行うべき ONEMI の業務が整理された又は整理されることを前提に検討することを ONEMI 側が十分に確認した上で進めること。

(2) C/P のオーナーシップ醸成

本業務は、技術協力プロジェクトの実施であり、プロジェクト終了後のチリ側による自立発展性を確保する上で、ONEMI のオーナーシップが重要となる。このため、コンサルタントは、ONEMI のオーナーシップを尊重し、ONEMI との共

同作業を通じて C/P として必要な能力を向上させ、活用していけるように十分意識・工夫するものとする。

(3) 事業の区分け

本業務期間は約 2 年 9 か月 (33 か月) であり、以下の 2 期に分けることを想定する。

第 1 期：2018 年 10 月～2019 年 10 月 (12 か月強)

第 2 期：2019 年 10 月～2021 年 6 月 (20 か月)

また、契約は期ごとに締結し、第 1 期の終了時点において、活動結果を踏まえ、第 2 期の業務内容の変更有無について、コンサルタント側から提案を行い、契約交渉を経て第 2 期の契約を締結することとする。

期分け及び業務期間について、上記想定と異なる提案がある場合は、プロポーザルで提案することとする。

(4) 地方防災計画の策定指針

JICA は、我が国における災害対策及び防災分野の協力対象国との意見交換を通じて、応急対応だけでなく、災害リスクを削減するための構造物対策及び非構造物対策を効果的に組み合わせるための「2020 年に向けた地方防災計画の策定及び普及に係る実践指針案 (配布資料)」を取りまとめた。本プロジェクトにおいて地方防災計画の策定を支援する際には、同指針に沿って活動するとともに、改訂すべき内容がある場合には JICA にフィードバックすること。

(5) パイロット市の設定

本プロジェクトでは、活動 1-6 を実施するパイロット市の設定及び活動を想定している。パイロット市を設定する際に、チリ側関係機関と以下の共通認識を得て進める点に留意する。また、パイロット市選定の基準案をプロポーザルにて提案し、活動についての必要経費を別見積もりとすること。

- ① パイロット市における活動は試行的に実施する位置づけであり、国内に普及・展開するプロセスの 1 つであること
- ② パイロット市を選んだ基準を明確にした上で、パイロット市を決定すること
- ③ パイロット市における実施結果を踏まえて、チリ国内に普及・展開するためにモデル化するための活動も含まれること

(6) プロジェクトの事業管理・評価・モニタリング

本プロジェクトは、2014 年 7 月 30 日付「専門家・コンサルタント向け説明資料 (JICA 企画部、経済基盤開発部)」に基づいてプロジェクトの管理・評価・

モニタリングを実施することとする。具体的には、以下のとおり。

① プロジェクトの柔軟性の確保

技術協力においては、事業の進捗そのものが新たな価値創造のプロセスであり、事業成果の発現に向け、コンサルタントは先方実施機関、JICA と協同で創意工夫して事業の進捗の促進に向けた取組を行うことが基本であり、これらのプロセスの中からプロジェクトの促進及び阻害に係る要因を特定し、これらを教訓として組織として共有することが求められる。特に、パイロット市において活動 1-5 で開発したツールを活用する活動は、他地域への普及や全国展開について貴重な経験・教訓となること。このため、これら経験・教訓を ONEMI 内で共有する仕組みを構築するよう ONEMI と一緒に議論し、結果を報告書として取りまとめること、またその状況を JICA にも報告することとする。

また、本プロジェクトの C/P である ONEMI は国の防災機関であり、災害対応も行うことから、国家規模の災害が発生する場合、C/P が応急対応に従事せざるを得ず、プロジェクト活動が予定どおり実施できない可能性がある。このような災害発生時には、災害への対応を最優先させつつ、柔軟に計画変更を行うとともに、防災機関による災害対応、関係機関との調整、地方のステークホルダーとの業務を適時適切に検証し、教訓を得るようにする。災害対応をチリにおける防災上の課題を明確にする機会として活用し、プロジェクト活動に反映させる。

コンサルタントは、プロジェクト全体の進捗、成果の発現状況を把握し、必要に応じ、プロジェクトの方向性について適宜 JICA に提言を行うこと。JICA は、これら提言を検討し、チリ側 C/P 機関との合意文書の変更、契約の変更等、必要な対応をとることとする。

② Monitoring Sheet の活用

本プロジェクトでは、実施監理の手段として Monitoring Sheet を作成する。上記「専門家・コンサルタント向け説明資料」に基づき、プロジェクト開始直後に開催される第 1 回合同調整委員会（Joint Coordination Committee。以下「JCC」）時に R/D 署名時に合意した PDM、PO からの変更点の有無を JICA 及びチリ側と確認し、必要に応じて変更案を作成する。

また、プロジェクト開始後、コンサルタントは 6 か月ごとにチリ側と協働で Monitoring Sheet を作成し、JICA チリ支所に提出する。JICA は、Monitoring Sheet に基づき、必要に応じて R/D の変更を行う。

なお、上記 R/D 変更後、JICA とコンサルタントとの間の変更契約を改めて行う必要がある点に留意する。

③ JCC への協力

本プロジェクトでは、活動スケジュール、投入スケジュール、C/P の配置等、基本計画の詳細について協議する JCC を、少なくとも年に 1 回は実施することと R/D で記載されている。

JCC は日本・チリ双方のプロジェクト関係者との進捗及び今後の計画について協議する場であることから、上記②Monitoring Sheet を JCC の基本文書として可能な限り活用すること。また、JCC の準備に際しては、コンサルタントは、その基礎資料として、既の実施した業務に関連して作成した資料等を整理、提供するとともに、実務的に可能な範囲で、現地活動において必要な準備を行うものとする。

④ 日常的モニタリングへの協力

事業実施中の日常的な進捗確認は、コンサルタントがチリ側関係者と一緒で議論し、必要に応じて JICA へ報告相談を行う。

JICA はプロジェクトの計画の見直しが必要な場合や実施運営上の問題が発生している場合に、適宜運営指導調査を実施する予定である。調査の実施に際し、コンサルタントは、その基礎資料としてすでに実施した業務において作成した資料などを整理、提供するとともに、現地調査において必要な支援を行うものとする。

⑤ チリ滞在期間の確保

過去の類似案件において、専門家の相手国不在期間に C/P によるプロジェクト活動が停滞する傾向にあったことから、各成果の中核となる専門家の現地作業期間を十分に確保し、現地活動を調整することにより、プロジェクトのほぼ全期間（長期休暇期間等を除く）を通じて、中核となる専門家の少なくとも 1 人以上がチリに滞在するようにし、プロジェクト活動の継続的なモニタリング・実施監理を行うこと。

⑥ ベースラインの把握、指標設定

本プロジェクトの成果やプロジェクト目標達成状況をモニタリング、評価するための指標を設定し、プロジェクト開始時点のベースライン値を把握する。また、具体的な指標入手手段についても明らかにし、モニタリングに向けた体制を整える。

(7) 仙台防災枠組における本プロジェクトの位置付けと成果発信

2015 年 3 月の第 3 回国連防災世界会議で採択された「仙台防災枠組 2015-2030（以下「仙台防災枠組」）では災害による損失と災害リスクを減らすという成果を達成するために、7 つのグローバルターゲットと 4 つの優先行動が設定されている。

【成果】

人命・暮らし・健康と、個人・企業・コミュニティ・国の経済的・物理的・社会的・文化的・環境的資産に対する災害リスク及び損失を大幅に削減する。



【ゴール】

ハザードへの暴露と災害に対する脆弱性を予防・削減し、応急対応及び復旧への備えを強化し、もって強靭性を強化する、統合されかつ包摂的な、経済的・構造的・法律的・社会的・健康的・文化的・教育的・環境的・技術的・政治的・制度的な施策を通じて、新たな災害リスクを防止し、既存の災害リスクを削減する。



【グローバルターゲット】

- (a) 災害による世界の 10 万人当たり死亡者数について、2020 年から 2030 年間の平均値を 2005 年から 2015 年までの平均値に比して低くすることを目指し、2030 年までに世界の災害による死亡者数を大幅に削減する。
- (b) 災害による世界の 10 万人当たり被災者数について 2020 年から 2030 年間の平均値を 2005 年から 2015 年までの平均値に比して低くすることを目指し、2030 年までに世界の災害による被災者数を大幅に削減する。
- (c) 災害による直接経済損失を、2030 年までに国内総生産（GDP）との比較で削減する。
- (d) 強靭性を高めることなどにより、医療・教育施設を含めた重要インフラへの損害や基本サービスの途絶を、2030 年までに大幅に削減する。
- (e) 2020 年までに、国家・地方の防災戦略を有する国家数を大幅に増やす。
- (f) 2030 年までに、本枠組の実施のため、開発途上国の施策を補完する適切で持続可能な支援を行い、開発途上国への国際協力を大幅に強化する。
- (g) 2030 年までに、マルチハザードに対応した早期警戒システムと災害リスク情報・評価の入手可能性とアクセスを大幅に向上させる。



【優先行動】

1. 災害リスクの理解
2. 災害リスクを管理する災害リスク・ガバナンスの強化
3. 強靭性のための災害リスク削減への投資
4. 効果的な災害対応への備えの向上と、復旧・復興過程における「より良い

復興（Build Back Better）」

ONEMI は、本プロジェクトを優先行動 1 から 3 までの実施に貢献する活動と位置付けており、チリにおける防災に係る具体的な活動として対外的なアピールが可能である。このため、コンサルタントは国際会議等で本プロジェクトの成果を発信できる機会がある際には、効果的に発信できるように、JICA、ONEMI と相談の上、積極的に成果を発信すること。成果発信の活動案をプロポーザルにて提案すること。また、仙台防災枠組のフォローアッププロセスの一環として開催される防災グローバル・プラットフォーム会合及びリージョナル・プラットフォーム会合が 1 年毎交互に開催されることから、これら機会を成果発信のマイルストーンの 1 つとして設定し、プロジェクトの進捗・成果を管理していくこと。プロジェクト協力期間中に、2019 年 5 月 13 日から 17 日にスイス（ジュネーブ）にてグローバル・プラットフォーム会合、2020 年にジャマイカにて米州地域プラットフォーム会合がそれぞれ開催される予定である。

（8） 世界津波の日と連携した活動の検討

2015 年 12 月の国連総会において、日本を含む 142 か国が共同提案国となって「世界津波の日（毎年 11 月 5 日）」が制定された。「世界津波の日」においては、津波防災への啓発活動が世界的に展開される、国際的な津波防災に係る協力が加速することが期待されることから、可能な限り、本プロジェクトで取り扱う人材育成研修及び能力開発において、世界津波の日と関連した活動を検討すること。また活動案をプロポーザルにて提案すること。

（9） プロジェクト活動の記録

JICA は独立行政法人としての中期目標において、防災分野で育成した人材数を指標としていることから、本プロジェクトで実施する研修、ワークショップ、セミナー等の参加者及び技術移転を受けた直接及び間接受益者数を以下「7 報告書等」の中に記録し、JICA に報告すること。

また、ジェンダーの視点や、障害者、先住民族のように災害に脆弱な環境におかれる層の参画及び裨益状況についても特記事項として合わせて記録し、後段の広報の際にも積極的にとりあげること。

（10） 広報

本プロジェクトの実施にあたっては、本プロジェクトの意義、活動内容、成果について、チリと日本国内の各層に広く発信することを支援する。このため、以下の項目を最低限含めつつ、効果的な広報計画をプロポーザルで提案すること。

なお、上記（７）の仙台防災枠組における国際会議、（８）の世界津波の日における活動を含め一体的・効果的な広報活動についてプロポーザルで提案し、活動に要する費用について別見積もりとする。

1) 現地マスメディアへの発信

本プロジェクトの開始・終了時及び節目となる活動を実施する時は、プロジェクトの内容や成果をチリ国内に広く認識してもらうため、JICA チリ支所と協力し、現地マスメディア等へのプレスリリースの配信、記者会見の開催や記者向け説明などを行うこと。また、C/P 機関に対しても、広報部門と協力し、現地マスメディアへの発信を行うよう働きかけを行うこと。

2) ウェブサイトを通じた情報発信

プロジェクト開始時をめぐり、JICA 技術協力プロジェクトホームページ内に本プロジェクトのウェブサイトを開設する予定である。プロジェクト成果の発信を目的に1か月に1回以上掲載案を提出すること。また、ODA 見える化サイトに視覚上成果を把握しやすい写真を掲載できるよう、候補となる写真を JICA に対して適時提供すること。

3) 写真、映像

各種広報媒体で使用できるよう、活動に関連する写真や映像を撮影し、報告書に含めて提出する。撮影に当たっては、本プロジェクトの成果を分かりやすく伝えられるよう、事業実施前と実施後が比較できるよう努める。なお、撮影した写真や映像の著作権は、JICA に帰属する。

(1 1) 業務実施契約外における本プロジェクト専門家及び対チリ JICA 防災協力関係者との期待される相乗効果

本プロジェクトは、主として本業務実施契約によるコンサルタントの指導により実施することとしているが、JICA が必要と判断した場合は、直営で専門家を派遣する可能性もある。その場合は、当該専門家と適宜情報を共有し、活動すること。

また、JICA はチリに対して「中南米防災人材育成拠点化支援プロジェクト（以下「KIZUNA プロジェクト）」を2015年3月から2020年まで実施中であり、過去に日本が協力した地震・津波分野の人材育成としてのチリが中南米・カリブ地域の拠点となるための技術協力を行っている。またその手段として、第三国研修を実施しており、上記地域から研修員を受け入れるとともに、日本から研修講師及び業務調整員を派遣している。日本からの防災協力として一貫性を持つことに加えて、KIZUNA プロジェクトとの相乗効果を生むために、関係者と日常的な情報交換を行い、必要に応じて JICA 地球環境部に相談・報告すること。

(12) 他援助機関・国際機関との情報共有・連携

チリでは、国連開発計画や国連国際防災戦略事務局（UNISDR）等が防災分野の支援を実施していることから、これら他援助機関・国際機関の動向を把握し、本プロジェクトがこれら先行事例を活用できるよう、必要に応じて他援助機関と協議、意見交換、調整を行うこと。また、事前に JICA への相談及び同席を求め、結果を報告すること。

JICA は、2015 年 3 月に UNISDR と業務協力協定を締結しており、UNISDR が行う仙台防災枠組の推進、フォローアップ、レビューを支援することが規定されている。上記（6）のとおり、本プロジェクトは仙台防災枠組に貢献することから、本プロジェクトにおけるイベント等の際には UNISDR の本部（在ジュネーブ）又は米州地域事務所（在パナマシティ）に余裕をもって案内し、参加を働きかける等、連携を検討すること。併せて、ONEMI がチリ国内において UNISDR を招へいするイベントを開催する際には、上記協定に基づいて JICA が本プロジェクトの成果を発信できるよう、JICA に情報提供相談すること。

6 業務の内容

業務の内容は以下を想定しているが、コンサルタントは国内、現地での作業について、効果的かつ効率的な作業工程及び方法をプロポーザルで提案すること。なお、業務開始時に C/P の能力向上の度合いやプロジェクトの進捗状況を確認しつつ、JICA と協議の上、必要に応じて業務方法及び作業工程を見直すことも可とする。

【第 1 期：2018 年 10 月から 2019 年 10 月】

(1) 全体に係る活動

①ワークプランの作成・協議

本プロジェクトに係る詳細計画策定調査の結果、及び、業務計画書等を踏まえて、プロジェクトの全体像を把握し、プロジェクト実施の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワークプラン（案）として取りまとめる。

JICA からのコメントを踏まえた上で、最初の現地業務期間中に、ワークプランをチリ側関係者へ説明し、第 1 回 JCC までに合意を得る。

②Monitoring Sheet の作成・提出

R/D 署名時に確定した PDM 及び PO 並びに上記①で作成するワークプランをもとに、Monitoring Sheet I & II “Ver. 1”（案）を作成し、第 1 回 JCC にてチリ側関係者と合意する。

必要に応じて、プロジェクトにおけるモニタリングの位置付け、PDM とモニタリングの関連、モニタリングと事後評価の関係等について、チリ側関係者の理解及び協力を求めること。

③JCC 開催支援と進捗説明

JCC は、議長である ONEMI 長官が開催し、メンバーを招集することから、コンサルタントは、必要に応じて、R/D に定められた JCC メンバーの予定を確認し、日程調整に係る支援を行うこと。また Monitoring Sheet を活用し、C/P と手分けして、プロジェクトの進捗及び活動計画を説明、合意を得ること。

なお、第 1 回 JCC では、上記①、②それぞれで作成したワークプラン及び Monitoring Sheet I&II "Ver. 1"について合意を得ること。

④ 本邦研修の実施

本業務においては、2018 年度に「防災行政・計画」及び 2019 年度に「防災ナレッジマネジメント」に係る本邦研修をそれぞれ 2 週間程度、10 名以内を対象に実施する。コンサルタントは、本プロジェクトの目的及び期待される成果を踏まえた本邦研修の意義を十分理解した上で、ガイドラインに従って研修を実施する。候補者の人選及び研修内容については、JICA チリ支所及びチリ側関係者と協議・調整すること。

⑤国際会議等における本プロジェクトの意義及び成果の発信

本プロジェクト実施期間中において開催される防災グローバル・プラットフォーム会合(2019 年スイス、ジュネーブ)、米州地域プラットフォーム会合(2020 年)等の国際会議を活用してチリ側 C/P 及び JICA が本プロジェクトの意義、活動内容、成果を広く周知できるよう、時間に余裕をもってチリ側 C/P 及び JICA と相談すること。

(2) 成果 1 に関する活動

① ONEMI の組織強化に係る支援 (活動 1-1 及び活動 1-2)

チリにおける防災の法的枠組み、チリにおける防災関連の過去の分析結果、国際的な防災分野の動向等を踏まえて、防災担当機関として果たすべき役割及び責務を明らかにする際の組織分析などにおいて、ONEMI 関係部署を支援する。

② 地方防災計画 (活動 1-4、活動 1-5 及び活動 1-6)

地方防災計画の策定状況を C/P とともに分析し、策定に係る貢献要因及び阻害要因を分析する。市長をはじめとする地方自治体職員が、市の状況に応じて、

市議会やコミュニティ等他関係者から地方防災計画の理解を得るために必要なツールの作成をパイロット市にて作成することを支援する。なお、パイロット市の選定にあたっては、普及のプロセスを考慮し、スケールアップ及びスケールアウトが可能となるよう、選定基準を C/P と検討・合意すること。

(3) 成果2に関する活動

① ナレッジマネジメントセンターの位置付け、業務の策定支援（活動2-1及び活動2-2）

チリにおいて災害リスク削減を進めるにあたって必要なナレッジマネジメントセンターの位置付けの明確化、業務内容の策定を行い、法的位置づけ、予算の確保等その他必要な措置について必要な助言を与える。また、ナレッジマネジメントセンター設置までのロードマップ策定及び ONEMI が管理すべき情報・知識・経験を明らかにする際に助言を与える。

(4) 成果3に関する活動

① 既存の人材育成プログラムのレビューと必要な能力開発内容の検討（活動3-1及び活動3-2）

ONEMI の人材育成及び能力開発に係る研修の構築を念頭に、現在 ONEMI の市民保護アカデミー及びプログラム部が実施している人材育成研修プログラムに対して助言を行う等技術支援を行う。また成果、課題の特定とその解決に必要な技術的な支援を行う。また防災関係者が備えるべき能力を検討し、現状とのギャップを埋めるために必要な作業を検討する。

【第2期：2019年10月から2021年6月】

(1) 全体に係る活動

① ワークプランの作成・協議

第1期の活動進捗等の等の整理を行い、ワークプランを作成し、JICA に説明・提出する。

② 国際会議等における本プロジェクトの意義及び成果の発信

米州地域プラットフォーム会合（2020年、ジャマイカ）等の国際会議を活用してチリ側 C/P 及び JICA が本プロジェクトの意義、活動内容、成果を広く周知できるように、時間に余裕をもってチリ側 C/P 及び JICA と相談すること。プロジェクトの広報を行う上で提案があればプロポーザルで提案すること。

(2) 成果1に関する活動

① ONEMIの組織強化に係る支援(活動1-3)

第1期における情報収集、分析を踏まえて、ONEMIが優先すべき課題を決定する。また、優先すべき課題の解決にあたって、プロジェクトの枠組でONEMIが実施可能な活動を定義し、実施を支援する。

② 地方防災計画(活動1-4から1-6までのフォローアップ)

第1期におけるパイロット市における活動を踏まえて、ONEMIが他都市で実施する地方防災計画の普及についてモニタリングし、国内における地方防災計画の水平展開に係るガイドラインを作成する。

(3) 成果2に関する活動

① ONEMIが扱うナレッジの蓄積・活用・モニタリングへの支援(活動2-2及び活動2-3)

第1期の活動に係る支援を引き続き実施し、ONEMIが扱うべき情報・知識・経験の特定にあたって助言を与え、支援する。また、本活動の結果をONEMIがとりまとめる際に後から参照しやすく、改訂が可能となるよう必要な助言を行う。

(4) 成果3に関する活動

① ONEMIが実施している人材育成及び研修及び防災意識啓発に係る活動(活動3-3及び活動3-4)

第1期ONEMIの人材育成及び能力開発に係る研修の構築を念頭に、現在実施中の研修プログラムをレビューし、課題の特定を支援する。その際、第1期の成果1で行った地方防災計画策定に係る活動を通じて得られた気づきを反映すること。

また、能力開発コースの実施と効果のモニタリング・評価に係るマニュアルのとりまとめを支援する。その際、今後同マニュアルをチリ側関係者で自律的に更新できるような仕組みを検討し、反映する。

7 報告書等

(1) 報告書

業務の各段階において、作成・提出する報告書等は以下のとおり。

期	レポート名	提出時期	
---	-------	------	--

第1期	業務計画書（第1期、共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文
	ワークプラン（第1期）	契約締結後1か月以内	和文及びスペイン語
	Monitoring Sheet Ver. 1	案件開始1か月以内	英文のみ
	Monitoring Sheet Ver. 2	案件開始6カ月後	英文のみ
	業務完了報告書（第1期）	案件開始12ヶ月後 Monitoring Sheet Ver. 3 含む	英文のみ
第2期	業務計画書（第2期、共通仕様書の規定に基づく）	契約締結後10日以内	和文
	ワークプラン（第2期）	契約締結後1か月以内	英文のみ
	Monitoring Sheet Ver. 4	案件開始18ヶ月後	英文のみ
	Monitoring Sheet Ver. 5	案件開始24ヶ月後	英文のみ
	事業完了報告書 (Project Completion Report)	案件終了時 (Monitoring Sheet Ver. 6 含む)	英文 和文サマリー

事業完了報告書については、製本することとし、報告書等の印刷、電子化（CD-R）の使用については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照する。その他の報告書等は簡易製本及び電子媒体での提出とする。

各報告書の記載項目（案）は、JICAとコンサルタントで協議、確認する。

（2）技術協力作成資料等

業務を通じて作成された以下の資料を入手の上、業務完了報告書又は事業完了報告書に添付して提出することとする。なお、スペイン語の場合は日本語への翻訳経費（日-スペイン語）を見積書の中にも含めること。

- ① パイロット市で活用する地方防災計画の普及ツール
- ② 普及ツール策定に係るガイドライン
- ③ ナレッジマネジメントセンター設置までのロードマップ
- ④ ナレッジマネジメントに係る取りまとめ結果
- ⑤ 能力開発コースのモニタリング・評価に係るマニュアル

⑥ 国際会議等における成果発信資料

(3) その他提出物

① 防災情報

JICA が定める様式によりチリの防災に係る基礎情報を取りまとめ、情報更新の上、プロジェクト開始後 1 年ごとに提出する。

② 議事録等

先方政府との各レポート説明及び協議に係る議事録を作成し、JICA に速やかに提出する。JICA が別途開催する各種会議について、議題、出席者、議事概要等を、JICA が指定する様式により A4 版 4 枚以内に取りまとめ、会議開催後 3 営業日以内に JICA に提出する。

③ 先方政府への提出物

チリ政府に文書を提出する場合には、その写しを速やかに JICA に提出する。

④ その他

上記提出物のほか、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

第3 業務実施上の条件

1 業務工程計画

本業務は、2018年10月中旬に開始し、以下2つの期間に分けて業務を実施し、約33ヵ月後に終了することを目途とする。

- (1) 第1期 (2018年10月～2019年10月)
- (2) 第2期 (2019年10月～2021年6月)

2 業務量目途と業務従事者の構成 (案)

(1) 業務量の目途

第1期 約20.6M/M
合計 約48.3M/M

(2) 業務従事者の構成 (案)

業務従事者の構成は、以下に示す分野を担当する専門家の配置を想定するが、コンサルタントは、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な専門家の配置、構成をプロポーザルにて提案すること。

なお、以下に記載の格付は目安であり、これと異なる格付を提案することも認める。ただし、目安を超える格付を提案する場合には、その理由及び人件費を含めた事業費全体の経費削減の工夫をプロポーザルに明記すること。

- ① 総括／防災組織強化1 2号
- ② 防災計画 2号
- ③ 防災組織強化2
- ④ 防災ナレッジマネジメント (コンセプトデザイン) 2号
- ⑤ 防災ナレッジマネジメント (情報管理)
- ⑥ 防災人材育成
- ⑦ 防災意識啓発／業務調整

3 対象国の便宜供与

2017年11月6日に署名したR/Dに基づき、C/Pの配置、事務所スペースの提供等が確保される。その他一般的な情報提供等が得られる予定。

4 配布資料／閲覧資料

(1) 配布資料

- ① チリ災害リスク削減のための ONEMI 組織強化プロジェクト 詳細計画策定結果
- ② 署名済み R/D
- ③ 2020 年に向けた地方防災計画の策定及び普及に係る実践指針案
- ④ 2014 年 7 月 30 日付専門家・コンサルタント向け説明資料（JICA 企画部、経済基盤開発部）

(2) 参考資料

- ① Basic Principles for Technical Cooperation
https://www.jica.go.jp/english/our_work/types_of_assistance/tech/op_info/basic.html
- ② 仙台防災枠組 2015-2030
http://www.preventionweb.net/files/43291_sendaiframeworkfordrren.pdf
- ③ 仙台防災枠組の指標及び用語集
http://www.preventionweb.net/files/resolutions/N1702972_en.pdf
http://www.preventionweb.net/files/50683_oiewgreportenglish.pdf

5 現地再委託

成果測定指標の収集については、当該業務について経験・知見を豊富に有する機関・コンサルタント・NGO 等に再委託して実施することができる。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、再委託業務の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。なお、見積もりについては本見積もりにて計上すること。

6 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。地域の治安状況については、JICA チリ支所、在チリ日本国大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行う。また JICA チリ支所と常時連絡が取れる体制を整え、特に地方にて活動を行う場合は、安全状況、移動手段等について同支所と緊密に打合せを行うよう留意

する。また、現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載すること。現地業務に先だち業務従事者を外務省「たびレジ」に登録すること。

7 その他留意事項

(1) 複数年度契約

本業務においては、年度を跨る契約（複数年度契約）を締結することとし、年度を跨る現地作業及び国内作業を継続して実施することができる。経費の支出についても年度末に切れ目なく行えることとし、会計年度ごとの精算は必要ない。

(2) 不正腐敗の防止

本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談すること。

(3) 適用する約款

本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

